

1 事故による被害の継続

10年前のシビアアクシデントのために、広範な地域が放射性物質によって汚染されたことにより、今も様々な被害が継続している。避難区域の内外を含めて多くの住民が避難を余儀なくされ、帰還困難区域においては未だ避難指示が解除されておらず、避難指示が解除された地域でも実際には容易に帰還が実現していない。避難区域外においても、残留放射線に対する不安や社会的・経済的影響はなくなり、精神的苦痛は潜在化したまま継続している。

このような被害状況により、全国各地で原状回復や被害の賠償を求める多数の集団訴訟が提起された。これまでに20件近くの地裁判決が言い渡され、さらに5件が高裁判決を経て、上告審に至っているという段階にある。

2 いわき避難者訴訟第1陣

その1つである、いわき避難者訴訟第1陣は、昨年3月12日に仙台高裁において、全国の訴訟の中で最初の控訴審判決があり、現在は東電の上告と当方の附帯上告により、最高裁に継続している。

仙台高裁判決は、中間指針による月額10万円の支払いを、「避難生活による精神的損害」（避難慰謝料）であると位置づけた。その上で、これによって評価されていない損害として「避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料」と「故郷喪失・変容による損害」の2つを認定して、避難区域毎に一律の金額を追加して支払うよう命じた。その内容は、損害実態の適切な分析においても、さらに津波への対応を先送りにした東電の行為態様の悪質性を厳しく指摘した点においても、1審判決の弱点を克服するものであり、原告は「勝訴」判決と評価したところである。

但し、既払金に追加して支払うよう命じた認容金額は、帰還困難区域で150万円、居住制限区域と避難指示解除準備区域で250万円、緊急時避難準備区域で120万円という水準であり、この金額の評価と克服が現在の課題となっている。

3 各地の同種事例の状況

この点で、この間に、同種の事例に関するいくつかの判決を経て、1つの傾向が形成されつつある。

被告である東京電力は、避難による慰謝料について、原賠審が策定した指針等による支払いをもって、法的に認められる総ての損害を賠償済みであると主張し、追加の支払いを何とかして一切回避したいという姿勢を露わにしている。しかし、この間の仙台高裁、東京高裁をはじめとするいくつかの判決は、基本的に、総ての原告に対する一律の追加支払

いを命じており、これは指針等による賠償の水準では、損害の填補として不十分であると認定したことを意味している。東電の上記主張は、到底通用しないのである。

問題はその上で、損害の評価と、被害回復のために必要な追加支払いの内容と金額である。この間の判決の傾向は、指針等による月額10万円の支払いは避難生活による精神的損害（いわゆる避難慰謝料）であるとした上で、これに含まれない「ふるさとの喪失ないし変容」という損害を認めて、その賠償を命じている。しかしその金額は、避難区域により、50万円ないし400万円程度という評価に留まり、多くは150～250万円前後に分布している。

避難慰謝料の算定評価も十分なものとは言えないが、それでも指針による既払い金は、850万円（居住制限区域と避難指示解除準備区域）、1450万円（帰還困難区域）という水準である。これと比較して、「ふるさとの喪失」という深刻な被害の評価が上記のような算定評価であるのは、著しく均衡を失し、被害救済として不十分であると言わざるを得ない。

本件において特異な損害である「ふるさとの喪失」（地域社会における生活の剥奪）は、非常に広範で包括的な被害であることが特徴である。原告らは、生存権・人格権・財産権という広範な権利法益を包含する、包括的な平穏生活権を侵害され、その被害は全人格的・全生活的な事態であることが特徴である。このような深刻な実態が、各判決においてどこまで理解され、受容されているのか。「ふるさと喪失損害」という被害実態の徹底的な理解と評価という、公害訴訟としての根本的課題が、あらためて問われている状況にある。

2 国の責任の帰趨

これらの集団訴訟の多くは、東電のみならず国を被告にして、国賠責任を追及している。裁判所の判断は、地裁においては認容判決と棄却判決がほぼ二分するという状況を呈しており、高裁での判断に注目が集まっていた。

これまでの5件の高裁判決のうち、東電と国を被告にする事案は3件であったが、そのうち「生業訴訟」（仙台高裁）と千葉訴訟（東京高裁）は国賠責任を認め、群馬訴訟（東京高裁）はこれを否定する結果となり、ここでも判断は分かれた。しかし、そこには顕著な傾向が見て取れる。

そもそも同一の事故に関する不法行為責任が問われている以上、その判断が区々に別れることはイレギュラーな事態である。しかも、これら3件の原告弁護団は、緊密な情報交換を維持し、主張・立証の共通化を実現してきた。法廷における専門家証人の尋問は、重複を避けて調書の相互提供を前提にする形で採用されてきた。膨大な書証もほぼ同じものが提出され、これらに基づく主張は、被告国も含めてほぼ同じ内容の応酬を重ねられてきた。

それにもかかわらず、結論が正反対になるのは、いかなる理由があり得るか。それは、

検討されるべき主張や証拠が正しく検討されたか、それとも理由なく無視されたかという違いによる。例えば、本件の重要な争点である、敷地高を超える津波の予見可能性については、電事連が土木学会に委託して作成された「津波評価技術」と、国の地震研究推進本部が策定した「長期評価」のいずれに依拠して津波対策の措置を講じるべきかが争点となった。そして、福島沖の日本海溝沿いにおいても、三陸沖と同様の巨大津波地震が起こり得るのだという「波源モデル」の設定においては、長期評価がその役割を担っており、津波評価技術は、長期評価による波源モデルに基づいて、いかなる津波が到来するかの工学的検討を担っている。このことは国が証拠請求した証人の証言においても明確に解明されていた。しかし、群馬訴訟判決においては、これらの検討されるべき主張や証拠が理由なく無視された。

こうして見れば、判決の結論の違いは、主張立証の違いや巧劣ではなく、裁判所の姿勢に由来すると言わざるを得ない。上記3判決の対照的な内容は、今後の多くの判決において先例として対比されることによって、自ずとあるべき判断が浮かび上がるはずである。